

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2025年4月1日現在)

- I 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- II 入院基本料について
2021年4月1日より、すべての入院病床を休止しております。
- III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について
2021年4月1日より、すべての入院病床を休止しております。
- IV 明細書発行体制について
医療費の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。
- V 当院では下記の届出を行っております。
- 1) 基本診療料の施設基準等に係る届出
特記することなし。
 - 2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出
 - ◆ニコチン依存症管理料 ◆医療機器安全管理料Ⅰ
 - ◆検体検査管理加算（Ⅰ） ◆外来・在宅ベースアップ管理料（Ⅰ）
 - ◆コンタクトレンズ検査料Ⅰ ◆CT撮影及びMRI撮影
 - ◆ロービジョン検査判断料 ◆がん治療連携指導料
 - ◆脳疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
 - ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
 - ◆輸血管理料Ⅱ
 - ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
 - 3) その他
酸素の購入価格に関する届出
- VI 保険外負担に関する事項
- ◆文書発行料 1階総合受付へお尋ねください。
 - ◆各種予防接種・健康診断料・人間ドック料 1階健診センターへお尋ねください。
- VII 情報通信機器を用いた診療に係る基準について
情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行いません。